

分野別措置事項

1 法務関係

ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
法科大学院の設立等 （文部科学省）	<p>法科大学院の設立に関する制度設計については、必要な質を担保する客観的条件を満たす場合には設立を認めることとし、設立後は、市場の評価を通じた教育の質の改善ができるように、行政は正しく十分な情報公開を担保する措置を採る。</p> <p>【専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令）】 【学校教育法の一部を改正する法律（平成14年法律第118号）】</p>		一部措置 済 （3月公布） （14年10月法案提出、11月成立・公布）	逐次実施 （4月施行） （16年4月施行）	（文部科学省） 法科大学院の設置に当たって、専門職大学院設置基準等の法令に基づく客観的な審査を行い、要件を満たすものについて、その設置を認めた（平成16年度開校68校、平成17年度開校予定6校）。また、平成16年4月1日から認証評価制度が実施され、法科大学院に対し5年以内ごとに認証評価機関による評価を受けることを義務付けるとともに、認証評価機関に対しては、評価結果の公表を義務付けた。なお、平成16年度現在、法科大学院の認証評価機関として独立行政法人大学評価・学位授与機構及び財団法人日弁連法務研究財団の2団体を認証した。		
隣接法律専門職の法律事務の取扱い範囲の見直し等 （司法制度改革推進本部、財務省、法務省）	<p>c 税理士、司法書士についても、規制改革委員会の第2次見解及び司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、引き続き、これらの法律の改正後の状況について注視していく。</p>			引き続き注視	（法務省） 不動産登記法等の一部を改正する法律（平成17年法律第29号）により、簡易裁判所における訴訟手続について代理することができる司法書士については、自ら代理人として関与している簡易裁判所における事件の上訴の提起の代理、紛争の目的の価格が140万円を超えない民事紛争の仲裁手続についての代理及び筆界特定によって通常得られることとなる利益の価格が140万円を超えない筆界特定の手続についての代理をすることができることとし、また、土地家屋調査士については、筆界特定の手続についての代理及び筆界が明ら		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					<p>かでないことを原因とする民事紛争に係る民間紛争解決手続であって法務大臣が指定する団体が行うものについての代理(所定の研修の課程を修了し、かつ、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士に限る。)をすることができることとした。</p> <p>(財務省) (税理士)</p> <p>1 規制改革委員会の見解等を踏まえ、税理士が、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設(税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号))</p> <p>2 平成16年11月26日付の司法制度改革推進本部決定において、税理士の裁判外紛争解決手続における代理人としての在り方については、裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律の施行後における手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討される課題とされている。</p> <p>なお、同決定においては、税理士の有する専門的知識を租税の関連する民事紛争において手続実施者等の相談者として活用するなど、手続実施者や代理人以外としても裁判外紛争解決手続の利用の促進に寄与していくことが期待されるとされている。</p>	

イ 商法・民法の見直し

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
株券不発行制度の導入 （法務省）	株券の不発行を認める制度を導入するとともに、株式について新しい振替制度を構築する。			15年中に 法案提出		（法務省、金融庁） 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）により、株券の不発行を認める制度の導入（平成16年10月1日施行）及び株式についての新しい振替制度を構築（平成21年までに施行予定）	
電子媒体による株式会社の公告の実現 （法務省）	企業のコスト削減の観点、高度情報社会の進展等を総合的に勘案した上で、電子媒体による公告を会社の公告として認めることについて、結論を得た上で所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）】	法案成立、公布	一部措置済 （4月施行） 検討・結論	15年中に 法案提出		（法務省） 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）により、会社による電子公告を認める制度を導入（平成17年2月1日施行）	

ウ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
ITに係る刑事基本法制の整備 （法務省）	IT経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。						
	b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。	必要に応じて法整備				（法務省） 「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出し、現在、継続審議中。	